

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和2年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名 称：北九州市立浅野社会復帰センター

所在地：北九州市小倉北区浅野二丁目16番38号

施設内容

①施設概要

敷地面積：約1,317㎡

構 造：鉄筋コンクリート造3階建（うち3階と2階の一部）

規 模：延床面積約1,032㎡（うち3階と2階の一部）

②事業内容

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）に基づく就労移行支援事業
- ・ 障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業 等

(2) 指定期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名 称：社会福祉法人北九州精神保健福祉事業協会

所在地：北九州市小倉北区浅野二丁目16番38号

主な業務内容：第二種社会福祉事業（障害福祉サービス事業ほか）

社会福祉事業従事者等の研修事業（公益事業）

北九州市からの委託事業（精神障害者小規模共同作業所巡回指導事業ほか）

2 指定の経緯

令和2年7月3～9日 募集要項配布

令和2年9月11日 募集締め切り

令和2年10月26日 指定管理者検討会の開催

令和2年10月 指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

- ①法人であること。
- ②本社、本店又は主たる営業所、事業所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ③募集説明会に参加していること。

(2) 応募状況

説明会参加：1団体

応募件数：1団体（社会福祉法人北九州精神保健福祉事業協会）

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・[学識経験者] 高口 恵美（西南女学院大学保健福祉学部福祉学科 講師）
 - ・[学識経験者] 高橋 秀直（北九州市立大学大学院マネジメント研究科 准教授）
 - ・[公認会計士] 松木 摩耶子（松木公認会計士税理士事務所 所長）
 - ・[民間有識者] 森 聖子（北九州市障害福祉団体連絡協議会 常任委員）
- ※ 五十音順 敬称略

5 選定基準等

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1	指定管理者としての適性
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
	① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
	(3) 実績や経験など
	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
	② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
2	管理運営計画の適確性
	【有効性】
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み
	① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
	② 施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。

③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
④ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成等についての提案があるか。 ・発達向上 ・社会性の向上 ・身体機能の維持、向上 ・自立支援 など
⑤ 利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取り組み等の提案があるか。
(2) 利用者の満足度
① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
⑤ 利用者のニーズ等に沿った取り組み（社会参加や生きがづくりなど）が考えられているか。
⑥ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。 ※就労移行支援・就労継続支援のサービスを提供する施設は、以下を提案に記載すること。 利用者の一般就労、工賃（賃金）の向上のための具体的な取り組みが考えられているか。
【効率性】
(3) 指定管理料及び収入
① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
② 収入が最大限確保される提案であるか。
③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。
(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性
① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
② 経費の配分は適切であるか。
③ 積算根拠は明確であるか。
④ 再委託が適切な水準で行われているか。
【適正性】
(5) 管理運営体制など
① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
① 施設の利用者の個人情報を守るための対策が十分に考えられているか。
② 施設の利用者に対する人権が尊重され、また、身体拘束及び虐待等の防止策が十分に考えられているか。
③ 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。
④ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
⑤ 衛生管理及び感染症防止への対応策が十分に考えられているか。

⑥ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。

【評価レベル】

評価レベル	乗率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	配点	評価レベル					平均	審査結果	得点
			構成員							
			A	B	C	D				
社会福祉法人 北九州精神保健福祉事業協会	1 指定管理者としての適性									
	(1) 施設の管理運営に対する理念、基本方針	5	5	4	4	4	4.2	4	4	
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	5	3	4	3	4	3.5	4	4	
	(3) 実績や経験など	5	5	4	4	4	4.2	4	4	
	2 管理運営計画の適確性									
	【有効性】									
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	25	5	4	4	4	4.2	4	20	
	(2) 利用者の満足度	20	4	4	3	4	3.7	4	16	
	【効率性】									
	(3) 指定管理料及び収入	10	3	3	3	4	3.2	3	6	
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	10	3	3	3	3	3	3	6	
	【適正性】									
	(5) 管理運営体制など	10	5	4	4	4	4.2	4	8	
	(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	10	5	3	3	3	3.5	4	8	
合計	100	86	74	69	76	—		76		
地元団体に対する優遇措置（5点）									81	

※「平均」欄は小数点第1位まで記入。小数点第2位以下は切捨て

(2) 検討会における主な意見

【指定管理者としての適性】

- ・具体的な文言で記載された明確な行動指針が示されている。
- ・具体的な人材育成の取り組みと働きやすい職場づくりへの取り組み内容が評価できる。
- ・施設理念を基幹に、一人ひとりの能力に合わせた就労支援を行い、一般就労へつないだ実績を有する。

【管理運営計画の的確性】

- ・具体的な実現可能な提案がされている。特に就労支援を利用者に合わせて実施されており、それが成果に繋がっている点で評価できる。
- ・スタッフのレベルに合わせた研修の設定、開催、外部研修への参加などを行っている。
- ・アンケートを実施し、満足度向上のための取組みを実施している。
- ・広報誌やパンフレットの見直し、市民に対する啓発などの取組みがなされている。

(3) 検討会における検討結果

応募団体について検討会で審査した結果、指定管理者の適性については3つの審査項目については評価レベル4、有効性においては2つの審査項目について評価レベル4、効率性の2つの審査項目については評価レベル3、適正性の2つの審査項目については評価レベル4となり、全体的に市の要求水準を満たしており、一応の能力を有していることが認められた。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人北九州精神保健福祉事業協会を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・平成12年度の設立当初から約20年間の管理運営実績があり、精神障害者への支援等における知識や経験を積み重ねている。
- ・平成18年度からは、指定管理者として施設の管理運営を行っている。施設の設置目的等についてよく理解しており、施設の管理運営に関して強い意欲が感じられる。
- ・施設の職員のほとんどが、精神保健福祉士等の有資格者であり、一定の人的基盤を有している。さらに、職員の資質・能力向上を図るため、積極的に各種の研修等の実施が計画されている。
- ・財務状況も健全であり、財政基盤は安定している。また、経費削減について

も、一定の取組みがなされている。

- ・利用者へのサービス向上、利用者ニーズの把握、苦情対応、就労に向けてのスキルアップなど、利用者（障害者）の満足向上等に関して、実績を踏まえた様々な提案がなされている。

8 提案額

0 千円（令和3年度～7年度の各年度）